

県工事成績調書作成要領

(目的)

第1 この要領は、県工事検査規程（昭和39年宮城県訓令甲第6号。以下「規程」という。）第12条第5項の規定に基づき、工事成績調書を作成するために必要な事項を定め、工事成績の考査（以下「考査」という。）を厳正かつ的確に実施して、受注者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

(考査の対象とする工事)

第2 考査は、県が発注する請負工事（以下「工事」という。）で、1件の請負代金額が500万円以上のものについて行う。

(考査の対象とする検査の種類)

第3 考査の対象とする検査は、次のとおりとする。

(1) 中間検査（隔地において製造している構造物等の検査を含む。）

(2) 既済部分検査

イ 指定部分に係る完成検査

ロ 出来高検査（建築工事、建築設備工事及び建築工事に付帯する外構工事、植栽工事に限る。）

(3) 完成検査（指定部分に係る完成検査を除く。）

(考査者及び考査時期)

第4 監督員及び主任監督員は、工事が完成したときに合議により考査を行う。

2 総括監督員は、工事が完成したときに考査を行う。ただし、所見は監督員及び主任監督員との合議による。

3 検査員は、完成検査及び第5の規定により考査を行うこととした中間検査・既済部分検査（以下「中間検査等」という。）を実施したときに考査を行う。

(考査ができる中間検査等)

第5 中間検査等の考査は、完成工種の有無や工事進ちょく率を考慮して必要な時期に実施できる。

2 考査が可能な中間検査等の考査を行うか否かは、検査員が決定する。ただし、考査しないと決定したときは、その理由を検査復命書の末尾に明記しなければならない。

(考査の方法)

第6 考査は、「工事成績評定における考査項目」（別表1）及び「工事成績評定における考査基準」（別表2）に基づき公正に行い、その結果を規程様式第5号の工事成績調書（以下「成績調書」という。）に記載する。

2 前項の考査項目及び考査基準に基づき、各考査項目別に具体的な採点方法を「工事成績調書の考査項目別採点運用表（別紙-1①から別紙-3④まで）」（以下「採点運用表」という。）に定める。

3 前項の採点運用表による考査の際、次の各号に掲げる判定等については、当該各号の定めるところにより適切に設定する。

(1) 土木工事関連で、出来形及び品質のばらつきの判定は、別図、別表3及び別表4による。

(2) 土木工事関連で、1件の工事が多工種複合工事である場合の検査員の工種選定は、次のアからエによる。

ア 主たる工種（工事費の構成率で70%以上を占める工種）のみで考査する。ただし、主たる工種以外の工種でも検査員が必要と認めるものは、主たる工種に加えて下記イを準用することができる。

イ 主たる工種がない工事では、各工種の工事費の構成率と当該工種の工事進ちょく率（過去に考査対象とした部分の工事進ちょく率を控除したもの）との積の値が、上位三工種以内であるものを適切に選定して考査する。ただし、これらに該当しない工種でも検査員が重要と認めるものは、当該上位工種の最下位の工種に替えて考査対象とすることができる。

ウ 2回目の考査では、それぞれの考査時点ごとに、ア及びイの規定を適用する。この場合、過去に考査対象とした部分は、原則として、含めることはできない。

エ 多工種の考査で、工種ごとに評価が分かれたときは、低い方の評価で考査する。

(3) 1件の工事が、土木工事と建築工事（建築設備工事を含む。）の合併工事の場合で、監督職員及び前号の規定を適用することができない検査員は、両工事を共に考査し、低い方の評価で考査する。

(4) 「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」の考査項目の加点は、その実施状況に関する書類等を根拠として考査する。

4 第2項の採点運用表の細別中、適合率とは、評価対象とした評価項目（以下「評価対象項目」という。）の項目数の数値を分母に、同じ評価対象項目の各評点の合計を分子にしたときの割合の百分率をいう。

5 検査員及び監督職員は、第2項の採点運用表によって具体的な考査を行うと共に、細別ごとの評点の結果を「評定点採点表」（別記様式）により作成する。

6 第3の規程による検査の結果、改修等があった場合は、その改修等以前の状態について考査する。

7 考査には、「工事成績調書兼検査記録帳Excelファイル」（以下「ファイル」という。）を使用し、出納局検査課長（以下「検査課長」という。）は、そのファイルの作成及び改訂を行い、これを適時に工事担当の主務課及び地方公所（以下「工事担当課所」という。）の長並びに検査担当の主務課及び地方公所（以下「検査担当課所」という。）の長に送付する。

8 検査課長は、必要に応じて、前項のファイルの使用方法に関する説明会を開催する。

（中間検査等の成績調書の作成手続き及び保存方法）

第7 工事担当課所の長は、規程第11条に基づく検査請求とともに第6第7項のファイルに工事番号等の工事の基本情報を入力し、情報共有システムのウェブメールもしくはメールソフトにより担当検査員に送信（以下「送信」という。）する。

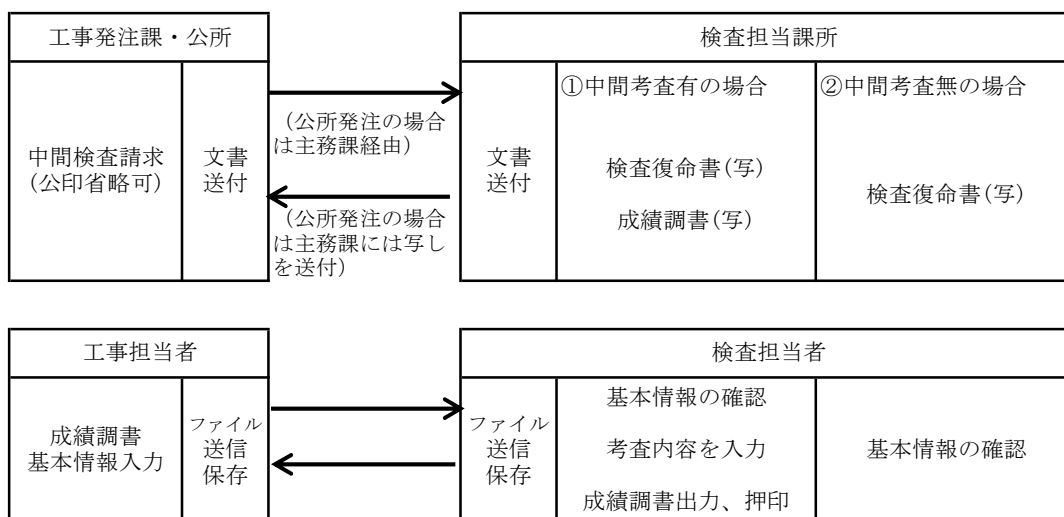
2 中間検査等の成績調書の原本とは、担当検査員が、検査後に前項のファイルに所要の考査内容を入力し、出力した規程様式第5号に押印したものをいう。

3 検査担当課所の長は、中間検査等の成績調書の原本を保管し、そのファイルを電磁的記録とし

て他の工事のものとともに保存（中間、完成検査のフォルダに区分して保存すること。以下の保存において同じ。）し、さらに、成績調書及び検査復命書の写しを工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長あて）に送付するとともに、ファイルを送信する。

- 4 工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長）は、前項で返送されたファイルを電磁的記録として他の工事のものとともに保存する。
- 5 このファイルは、完成検査時の考査まで使用し、各工事ごとに完結させるもの（ただし、年度で成績調書の様式等が変更になった場合等はこの限りではない。）とし、入力時の誤防止のため、他工事の成績調書作成時に流用してはならない。
- 6 工事担当課所と検査担当課所が同一の場合には、第1項、第3項及び第4項の「課所の長」を「部門の長」と適宜読み替えて適用する。
- 7 中間検査等の手続きフローは、次の表のとおりとする。

〈中間検査等フロー〉



(完成検査成績調書の作成手続き及び保存方法)

第8 完成検査請求時の考査に使用するファイルは、過去に考査した中間検査等で作成したもの（考査した中間検査等がない場合は、工事の基本情報を入力したものをいう。ただし、年度で成績調書の様式等が変更になった場合等はこの限りではない。）とし、工事担当課所の長は、規程第9条に基づく完成検査を請求する場合に、完成検査請求の成績調書の原本の添付するものとし、担当検査員にそのファイルを送信する。ただし、完成検査請求時に完成検査請求の成績調書の原本を添付できない場合は、写しを添付できるものとし、原本は検査当日に検査員へ提出するものとする。

- 2 前項の完成検査請求の成績調書の原本とは、監督員・主任監督員及び総括監督員が前項のファイルに所要の考査内容を入力し、出力した規程様式第5号（中間検査等の考査があった場合には、その考査内容の記載があるものをいう。）に当該監督職員全員が押印したものとする。
- 3 完成検査後、担当検査員は第1項で送付されたファイルに所要の考査内容を入力し、出力した規程様式第5号に押印し、完成検査の成績調書の原本とする。

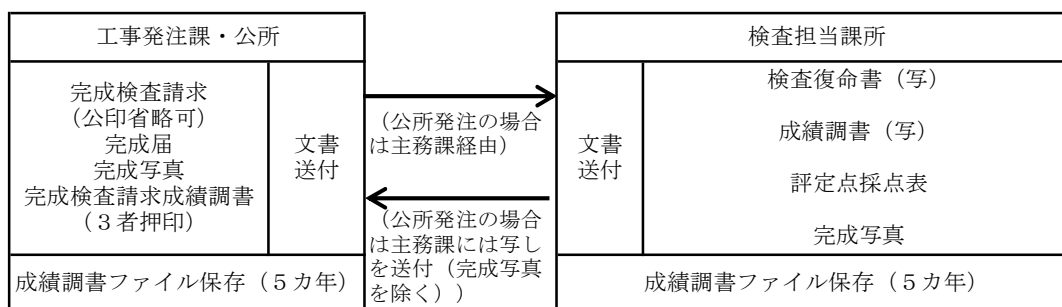
なお、考査した中間検査等があった場合には、この成績調書に記載されている中間検査等の各欄の考査内容に誤りがないことを、今回の検査員が確認し、所定の確認者氏名出力欄に押印する

ことで、中間検査等の検査員名欄の押印を要さない。

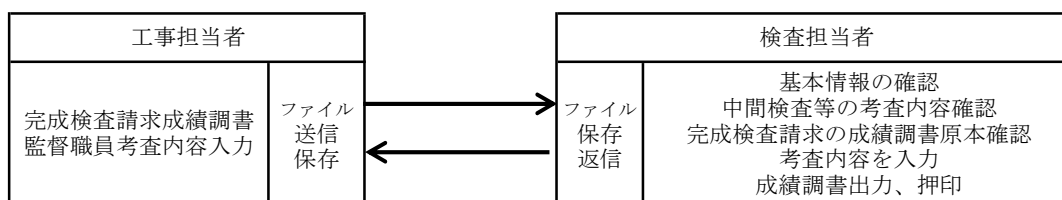
また、検査員は監督職員の各欄の考査内容及び所見が提出された完成検査請求の成績調書の原本と相違ないことを確認し、検査員（完成）欄の氏名欄に押印することで、各監督職員の押印を要さない。

- 4 検査担当課所の長は、完成検査請求の成績調書の原本と完成検査の成績調書の原本を保管し、完成検査成績調書のファイルを電磁的記録として他の成績調書のものとともに保存し、さらに、完成検査成績調書及び検査復命書の写しを工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長あて）に送付するとともに成績調書のファイルを送信する。
- 5 工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長）は、前項で返送されたファイルを電磁的記録として他の工事のものとともに保存する。
- 6 工事担当課所と検査担当課所が同一の場合には、第1項及び前二項の「課所の長」を「部門の長」と適宜読み替えて適用する。
- 7 完成検査の手続きフローは、次の表のとおりとする。

〈完成検査フロー〉



※ 完成届、完成写真、完成検査請求成績調書については、完成検査請求時に原本を添付できない場合は、写しを添付できるものとし、原本は検査当日に検査員へ提出するものとする。



(受注者への通知)

第9 工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長）は、第8第4項の規定に基づく完成検査の成績調書の写しの送付を受けたとき（第8第6項の場合は、成績調書が完成したとき）は、工事成績の考査結果を受注者に対し工事成績考査結果通知書（様式第1号。以下「結果通知書」という。）により通知する。

2 前項の通知には、第6第5項の規定により作成された別記様式を添付する。

(説明請求及び回答等)

第10 受注者は、第9の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から14日以内に、工事成績の考査結果に対する説明請求の申立書（様式第2号。以下「申立書」という。）により、第9の通知を行った工事担当課所の長に対し、考査の内容について説明を求めることができる。

- 2 前項の工事担当課所の長は、前項の規定により説明を求められたときは、その申立書を受理した日から30日以内に、申立てを行った者に対し文書により回答する。
- 3 前項の工事担当課所の長は、専門検査員が考査した考査項目について第1項の規定による説明を求められたときは、あらかじめ検査課長と協議の上、前項の回答をする。
- 4 第2項の地方公所長は、特命検査員（主務課長が任命した者に限る。）が検査した考査項目について第1項の規定による説明を求められたときは、あらかじめ主務課長と協議の上、同項の回答をする。

（考査結果の修正）

- 第11 工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長）は、第9の通知をした後、採点運用表「別紙－2④7. 法令遵守等」において、受注者が知事又は発注者の措置内容に該当した場合、考査結果を修正しなければならない。
- 2 工事担当課所の長（発注者が知事の場合は、主務課長）は、前項の修正を行ったときは、工事成績考査結果の修正通知書（様式第3号。以下「修正通知書」という。）により受注者に通知するとともに、修正した規程様式第5号及び「別紙－2④工事成績調書の考査項目別採点運用表7. 法令遵守等」の写しを検査課長あて様式第3－2号により送付するものとする。

（修正説明請求及び回答等）

- 第12 受注者は、第11第2項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から14日以内に、工事成績の考査結果の修正に対する説明請求の申立書（様式第4号。以下「修正申立書」という。）により、第11第2項の通知を行った工事担当課所の長に対し、修正の内容について説明を求めることができる。
- 2 前項の工事担当課所の長は、前項の規定により説明を求められたときは、その修正申立書を受理した日から30日以内に、申立てを行った者に対し文書により回答するものとする。

（考査結果の公表）

- 第13 考査結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年7月14日から施行する。
 - 2 次に掲げる要領は廃止する。
 - （1）県工事成績調書作成要領（平成8年4月1日施行）
 - （2）県工事成績調書取扱要領（平成14年4月1日施行）
- （経過措置）
- 3 この要領の施行の際、現に中間検査等1の考査が行われた工事における要領第6第1項の成績調書及び第2項の採点運用表の様式並びに第3項の判定方法等並びに第10第2項の規定による別記様式の評定点の欄の分母については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）
- 2 この要領の施行の際、既に中間検査等1の考査が行われた工事については、なお従前の例によ

る。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による被害の復旧に先立ち築造した仮設住宅類の撤去等にかかる工事については、考査の対象とする工事として取り扱わないことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(別表1) 工事成績評定における考査項目

項目	細別	考査内容
1 施工体制	I 施工体制一般	・施工体制及び施工管理体制の評価
	II 配置技術者	・現場代理人、主任（監理）技術者、専任技術者等の職務の執行及び技術的判断に関する評価
2 施工状況	I 施工管理	・施工計画に基づき、適切かつ効率的な施工管理を実施しているかどうかの評価
	II 工程管理	・適切な工程管理を実施しているかどうかの評価
	III 安全対策	・安全管理措置を適切に実施しているかどうかの評価
	IV 対外関係	・対外調整等に対して、適切に実施しているかどうかの評価
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	・目的物の出来形水準を評価
	II 品質	・目的物の品質水準を評価
	III 出来ばえ	・目的物の仕上げやすりつけ等の出来ばえの評価及び機能の評価
4 工事特性	I 施工条件等への対応	・施工規模や工法等の難しさ、厳しい自然環境・社会条件に対して高度な技術力などをもって対応したものの評価 ・総合評価落札方式に係る工事（高度型及び標準型）の価格以外の評価項目の評価
5 創意工夫	I 創意工夫	・施工、品質、安全衛生等について創意工夫をもって対応したものの評価
6 社会性等	I 地域への貢献等	・環境保全、地域とのコミュニケーションや地域活動への参加、地域への援助等で、地域に貢献した内容の評価 ・総合評価落札方式に係る工事（高度型及び標準型）の価格以外の評価項目の評価
7 法令遵守等		・関係法令等を遵守して、無事故・無処分で行った工事を実施したかどうかの評価 ・総合評価落札方式に係る工事（高度型、標準型及び簡易型）の価格以外の評価項目の履行結果の評価

(別表2) 工事成績評定における考査基準

考査は細別ごとに、本考査基準により評価を行う。

評価は、原則として、細別ごとに以下のaからeで行う。

a	他の工事の模範となる能力を発揮したか又は模範となる成果が認められた。
b	優れた能力を発揮したか又は優れた成果が認められた。
c	普通又は他のいずれかの項目にも該当しなかった。
d	不適切な事象が認められた。
e	一部に重大な欠陥又は不誠実行動が認められた。

注1：「工事特性」「創意工夫」「社会性等」では、一定範囲内で加点評価

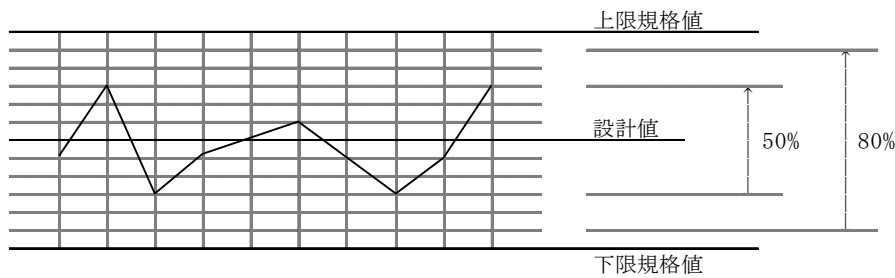
注2：「法令遵守等」では、法令違反や公衆災害・労働災害の発生・価格以外の評価項目の履行結果により、減点評価

注3：検査員考査の「出来形」「品質」では、aとbの間にa'、bとcの間にb'を設けて評価

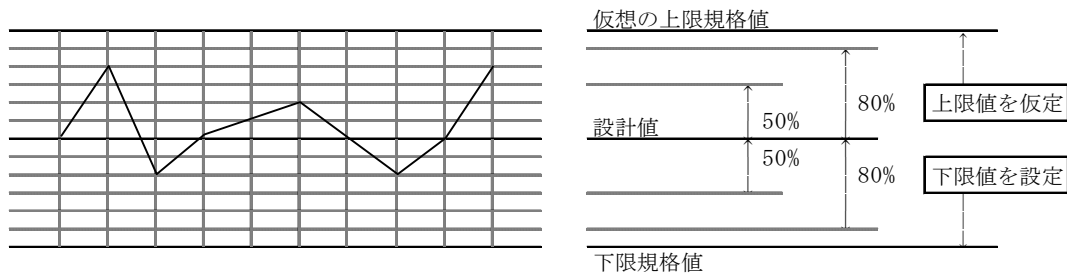
(別 図) 出来形及び品質のばらつきの判定方法

[管理図の場合]

(上・下限値が有る場合)

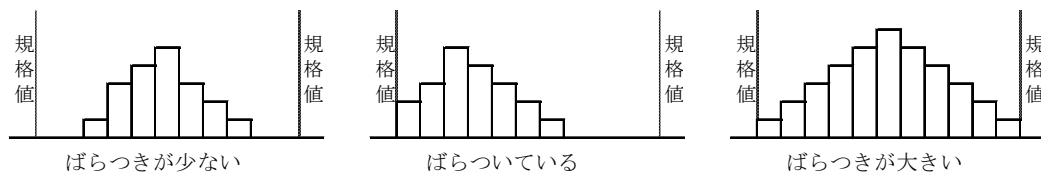


(下限値のみの場合)



※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。

[度数表又はヒストグラムの場合]



(別表3) 品質のばらつき判定における仮想上限値が設定できない場合の運用

(1) ばらつき判定の条件設定

項目	基本設定
基本式	<p>★ D (分布範囲) / R (規格範囲) (単位: %)</p> <p>R (規格範囲): 品質管理基準の規格幅 (規格値が下限値のみの場合、仮定上限値を設定)</p> <p>D (分布範囲): 試験結果の分布幅 (最大値-最小値)</p>
汎用工種の仮想上限値設定	<p>【密度】の場合 盛土・粒状路盤・As舗装等</p> <p>$R = 100\% - \text{現場密度規格値}$ (単位: %)</p> <p><仮定上限値></p>
	<p>【強度】の場合 コンクリート・モルタル等</p> <p>$R = (\text{呼び強度} * 1.5) - \text{呼び強度}$ (単位: N/mm²)</p> <p><仮定上限値></p>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 共通仕様書等の品質管理基準のうち、性能評価の指標として、現場施工に係る項目に限定し、材料や温度・溶接等に係る管理基準は除外 複数工区にわたる工事等、同一の規格仕様・設計条件の場合には一括して判定 コンクリート、As舗装等、複数プラント調達の場合、調達先別の判定は不要 コンクリート圧縮強度等は現場養生で判定 (標準養生の判定は不要) 複数土質の場合には、土質区分別に判定 粘性土の飽和度・空気間隙率等のように、品質管理基準に規格値の上限値・下限値が定められている場合は、規定の範囲をR (規格範囲) と設定

(2) 試験数及び監督員・検査員別の判定方法

試験数	監督員 (主任監督員)	検査員
0	<ul style="list-style-type: none"> 工事内容上「品質評価出来ない」と判定 <p>【c】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工事内容上「品質評価出来ない」と判定 【c】 但し、適合率算定が可能な場合「ばらつきが判断不可能であった」(試験基準無)とみなし、 適合率で判定 <p>【b/b'/c】</p>
1~2	<p>(ばらつきの判断が困難なため除外し、)</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値の「80%越え」(→a及びbに該当しない)とみなして判定 <p>【c】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「ばらつきが判断不可能であった」(打点数少)とみなす 適合率で判定 <p>【b/b'/c】</p>
3~9	<ul style="list-style-type: none"> D/Rを算定 	<ul style="list-style-type: none"> D/Rを算定
10以上	<p>→規格値の「50%以内」/「80%以内」/「80%越え」(→a及びbに該当しない)の何れかを判定</p> <p>【a/b/c】</p>	<ul style="list-style-type: none"> D/Rを算定 →ばらつきを「50%以内」/「80%以内」/「80%越え」のいずれかの区分に判定 ばらつき区分と適合率により判定 <p>【a/a'/b/b'/c】</p>
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 対象: 全ての工種 試験数3以上の品質管理項目が複数あれば、D/Rは最大値を採用 (一番ばらつきの大きい項目) 仮定上限値を超える試験結果を含む場合、「規格値内(80%越え)」とみなして判定 複数土質での区分不明瞭・一部試験未実施等は、規格値の「80%越え」と判定 規格値を満足しない場合別途検討【d/e】 	<ul style="list-style-type: none"> 対象: 主要工種 (最大3工種) 試験数10以上の品質管理項目が複数あれば、D/Rは最大値を採用 (一番ばらつきの大きい項目) 仮定上限値を超える試験結果を含む場合、「ばらつきが80%を超える」とみなして判定 複数土質での区分不明瞭・一部試験未実施等は「ばらつきが80%を超える」と判定 規格値を満足しない場合別途検討【d/e】

(別表4) ICT活用工事における出来形のばらつき判定について

(1) 出来形のばらつき判定は、「出来形合否判定総括表」において、規格値の±80%又は±50%以内のデータ数の割合で判定すること。その際、データ数の80%以上が適合していれば、範囲内に収まっていると判断して良いこととする。

(2) 従来工法による施工と ICT 施工が混在する場合のばらつき判定は、それぞれの基準で判定して低い方の評価とすること。

様式-31-2

出来形合否判定総括表 (例)

No.0 ~ No.5

工種 アスファルト舗装工 種別 表層工 合否判定結果 合格

測定項目		規格値	判定	社内規格値	判定
厚さ	平均値	2.4mm	-3mm	-2.4mm	
	最大値(差)	16mm	-20mm	-16mm	
	最小値(差)	-10mm	-20mm	-16mm	
	データ数	748点	1点/㎡以上 (748点以上)	1点/㎡以上 (748点以上)	
	評価面積	748㎡			
	棄却点数	0点	0.3%以内 (2点以下)	0.3%以内 (2点以下)	
平均値					
最大値(差)					
最小値(差)					
データ数					
評価面積					
棄却点数					
ヒートマップ、凡例等(略)					
ばらつき					
					規格値の±80% 以内のデータ数 748 (100%)
					規格値の±50% 以内のデータ数 698 (93.3%)

データ数の80%以上が適合すれば、範囲内に収まっていると判断する。
⇒この場合は規格値の±50%に収まる判定

年 月 日

（受注者） 殿

課長又は公所長 印

工事成績考査結果通知書

年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、県工事成績調書作成要領に基づき考査した結果を通知します。

なお、総合点等及び今後改善を必要とする事項について説明を受けたい場合は、この通知を受けた日から14日以内に、考査内容について説明を求めることができます。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 総 合 点 点（細別ごとの評定点は、別紙「評定点採点表」による。）
- 5 今後改善を必要とする事項
- 6 問い合わせ先 部 課 班
(事務所) (部) (班)
TEL
内線

様式第2号（第10関係）

工事成績考査結果に対する説明請求の申立書

年 月 日

（課長又は公所長）殿

（受注者）

年 月 日付で通知のあった下記工事の考査点等について、その考査内容の説明を受けたいので申し立てます。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 完成検査年月日 年 月 日

4 説明を求める事項

年 月 日

（受注者） 殿

課長又は公所長 印

工事成績考査結果の修正通知書

年 月 日付けで契約を締結した下記工事について、県工事成績調書作成要領に基づき考査した結果を修正したので通知します。

なお、修正の内容の説明を受けたい場合は、この通知を受けた日から14日以内に、説明を求めることができます。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 修 正 年 月 日 年 月 日
- 4 修正後の総合点 点（細別ごとの評定点は、別紙「評定点採点表」による。）
- 5 問い合わせ先 部 課 班
(事務所) (部) (班)
TEL
内線

様式第3-2号(第11関係)

年 月 日

検査課長 殿

課長又は公所長
(公印省略)

工事成績考査結果の修正通知書

下記工事について、工事成績調書を修正したので別添(写)のとおり送付します。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 完成検査年月日 年 月 日

様式第4号（第12関係）

工事成績考査結果の修正に対する説明請求の申立書

年 月 日

（課長又は公所長）殿

（受注者）

年 月 日付で通知のあった下記工事の考査結果の修正について、その内容の説明を受けたいので申し立てます。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 修正年月日 年 月 日

4 説明を求める事項

評 定 点 採 点 表

項 目	細 別	評 定 点	得 点 割 合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／3.8点	
	II. 配置技術者	／3.8点	
2. 施工状況	I. 施工管理	／12.3点	
	II. 工程管理	／7.8点	
	III. 安全対策	／8.4点	
	IV. 対外関係	／3.4点	
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.3点	
	II. 品質	／16.7点	
	III. 出来ばえ	／8.5点	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	／11.1点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	／4.6点	
6. 社会性等	I. 地域への貢献度	／5.3点	
7. 法令遵守等		点	
総 合 点		／100点	

工 事 番 号	
工 事 名	
受注者 氏名又は名称	

※1 得点割合は、各細別毎に満点となった場合に得られる点数に対する得点の割合を百分率で示す。

※2 本紙「評定点採点表」は、宮城県の定めにより情報公開の対象となりますので了解願います。

※3 (参考) 総合点が65点未満であった場合は、宮城県の定めにより、本通知書が通知された日から1年以内に入札公告(指名競争入札にあたっては、指名通知日)された工事の入札等に参加する場合、入札公告等に示される配置技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名工事現場に配置しなければなりません。